

別表1 (第2条関係)

区分	経費	費目 (補助率)	重要な変更	
			経費の変更	事業の内容の変更
県産農産物販売促進特別対策事業	<p>実施要領に基づいて実施する事業にかかる経費</p> <p>(1) 直売所等での県産米増量キャンペーンの実施</p> <p>ア 県産米の販売量に対する1割増量分の費用</p> <p>イ PR資材経費</p> <p>(2) 量販店など小売業の店舗でのポイントキャンペーンの実施</p> <p>ア 県産米の販売額に対する2割以下のポイント付与費用</p> <p>イ 県産農産物(米を除く)の販売額に対する1割以下のポイント付与費用。</p> <p>ウ PR資材経費</p> <p>(3) 飲食店での特別メニュー提供キャンペーンの実施</p> <p>ア 県産農産物の食材費</p> <p>イ PR資材経費</p> <p>(4) ホテル等での県産農産物を使った料理フェアの開催</p> <p>ア 県産農産物の食材費</p> <p>イ PR経費</p> <p>(5) 量販店など小売業の店舗での県産農産物を使った特別弁当キャンペーンの実施</p> <p>ア 県産農産物の食材費</p> <p>イ PR資材経費</p> <p>(6) 農業関係団体による地産地消イベントの開催</p> <p>PR経費</p>	<p>米の増量分費 (定額)</p> <p>消耗品費 (定額)、印刷費 (定額)、 役務費 (定額)</p> <p>ポイント付与費 (定額)</p> <p>ポイント付与費 (定額)</p> <p>消耗品費 (定額)、印刷費 (定額)、 役務費 (定額)</p> <p>県産農産物購入費 (1/2以内)</p> <p>消耗品費 (定額)、印刷費 (定額)、 役務費 (定額)</p> <p>県産農産物購入費 (1/2以内)</p> <p>消耗品費 (定額)、印刷費 (定額)、 役務費 (定額)、会場借料 (定額)</p> <p>県産農産物購入費 (1/2以内)</p> <p>消耗品費 (定額)、印刷費 (定額)、 役務費 (定額)</p> <p>消耗品費 (定額)、印刷費 (定額)、 会場借料 (定額)、役務費 (定額)</p>	<p>経費の欄の(1)から(6)のそれぞれ30%を超える流用</p>	<p>1 事業の新設、中止又は廃止</p> <p>2 事業実施主体の変更</p>

対象となる経費の範囲は別添のとおりとします。